平成２２年（フ）第２１５９号
大阪市都島区友渕町１丁目３番11―1007号
債務者　長谷　祐一
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２４８号
大阪市浪速区恵美須西１丁目４番13―804号
債務者　松田こと渡部こと　権　　奈美
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２５２号
大阪市淀川区西中島５丁目７番25―401号、住民票上の住所大阪府高槻市富田町１丁目30番21―101号
債務者　細川　美香
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３５３号
大阪府八尾市北木の本５丁目65番地の１プランドール107号
債務者　大久保　学
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３５７号
大阪府大東市太子田１丁目12番３号
債務者　山田まゆみ
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３７９号
大阪市浪速区元町１丁目12番８―801号
債務者　中本　一吉
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３８０号
大阪市浪速区元町１丁目12番８―801号
債務者　中本　精子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４２６号
大阪府枚方市田宮本町８番19号
債務者　今野　壽子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４２９号
大阪府摂津市鳥飼西１丁目４番17号
債務者　齊部　笑子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４６７号
大阪市旭区森小路１丁目４番９号旭マンション303号
債務者　内田　　滿
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４７２号
大阪府東大阪市中小阪１丁目３番22号シャトー小阪203
債務者　光森　　恵（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５４６号
大阪市浪速区難波中２丁目７番24号　ダイヤマンション27号
債務者　吉本　孝司
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５４８号
大阪府大阪市西成区花園北２丁目３―３　昭和グランドハイツ花園604号室、住民票上の住所大阪府堺市堺区甲斐町西３丁２番29号
債務者　田村　敏朗
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５５５号
大阪府守口市南寺方南通３丁目４番23号
債務者　副島　好伸
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５６１号
大阪市東淀川区菅原２丁目３番９号
債務者　安河内洋子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５７３号
大阪市港区八幡屋３丁目10番４―419号
債務者　北本　英二
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７６号
大阪府泉南市信達市場84番地
債務者　唐治谷往代（旧姓古谷）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２００号
大阪府泉南郡熊取町久保３丁目８番１号
債務者　池端　一憲
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係